【簡素化後の申請手続の流れ】

①企業登録　⇒　②原産性を明らかにする資料　⇒　③原産品判定依頼　⇒　④発給申請

特定原産地証明書（以下「CO」）の発給申請手続は、全てオンラインで申請できます。
まずは、日本商工会議所（以下「日商」）に「企業登録」をしてください。

原産品であることを明らかにする書類を用意します。
農林水産省ウェブサイトで「地理的表示(GI)保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる産品一覧」（Excelファイル）を確認し、当該ファイルの「地理的表示(GI)に基づく原産品としての説明書（様式）」シートに記入します。

日商の「第一種特定原産地証明書発給システム」（以下「システム」）で、原産品判定依頼をします。
その際、左記説明書とGI産品名称が記載されている納品書等の写しを添付します。

原産品判定承認後、システムでCOの発給申請をします。
申請受理後、原則２営業日で結果が通知されますので、手数料を支払ってCOを受領します。

【URL：https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/

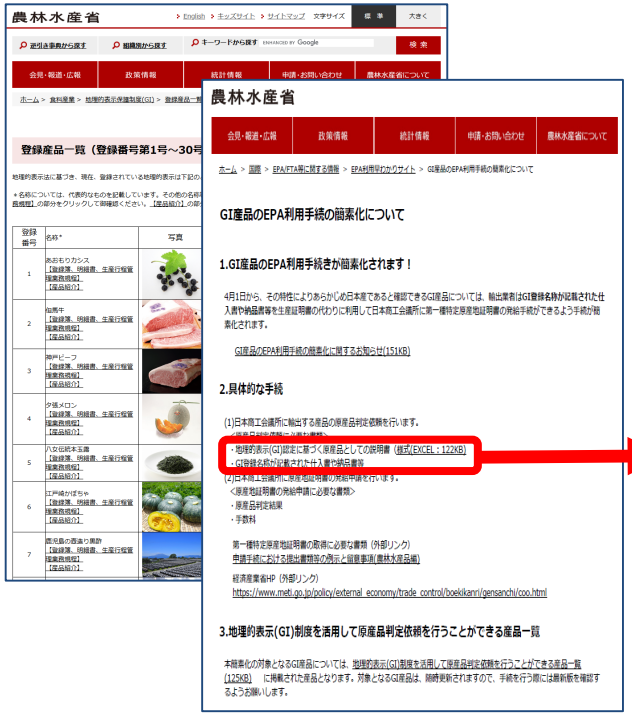

特定原産地証明書の例
（日タイEPA）

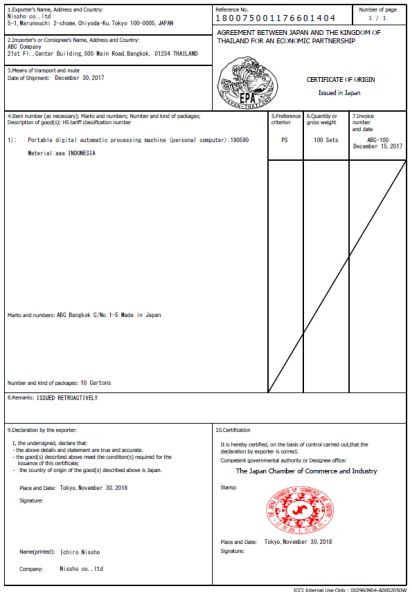

【URL：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/gi.html